

和光市低入札価格調査制度要綱

	平成21年	9月	9日	要綱第16号
改正	平成22年	7月	27日	要綱第19号
改正	平成23年	10月	17日	要綱第14号
改正	平成25年	8月	8日	要綱第27号
改正	平成28年	2月	5日	要綱第2号
改正	平成28年	5月	12日	要綱第9号
改正	平成29年	5月	24日	要綱第7号
改正	令和元年	12月	12日	要綱第18号
改正	令和4年	1月	11日	要綱第2号
改正	令和5年	2月	6日	要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事又は製造（以下「建設工事等」という。）の請負契約を締結するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合における落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この要綱の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、次に掲げる契約とする。

- (1) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札により行う建設工事等の請負契約
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札により行う建設工事等の請負契約のうち市長が特に必要と認めた契約

(調査基準価格)

第3条 市長は、対象契約の入札を行おうとするときは、あらかじめ当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる設計金額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額 10分の9.7

- (2) 共通仮設費の額 10分の9
- (3) 現場管理費の額 10分の9
- (4) 一般管理費等の額 10分の6.8

3 前項の規定にかかわらず、対象契約のうち市長が特に必要と認めた契約の調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を超え10分の9.2以下の割合のうち市長が適当と認めた割合を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第4条 市長は、対象契約の入札を行おうとするときは、あらかじめ当該対象契約の内容に適合した履行が困難であると認める場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。ただし、特殊性の高い工事その他市長が認める工事については、失格基準価格を定めないことができる。

2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる設計金額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

- (1) 直接工事費の額 10分の9
- (2) 共通仮設費の額 10分の8
- (3) 現場管理費の額 10分の8
- (4) 一般管理費等の額 10分の3

3 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により調査基準価格を定めた対象契約の失格基準価格は、当該対象契約の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から当該調査基準価格に満たない額までの範囲内で市長が別に定める額とする。

(失格基準価格以下の額による入札)

第5条 市長は、入札の結果、失格基準価格以下の額の入札価格をもって申込みをした者を失格とする。

(調査基準価格に満たない額による入札)

第6条 市長は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低価格（前条の規定により失格となった者の入札価格を除く。以下「最低入札価格」という。）の額が調査基準価格に満たない額であったときは、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査するものとする。

(調査委員会)

第7条 市長は、前条の規定による調査を実施するため、和光市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、当該最低価格入札者に係る次の事項により審査し、調査の結果を市長に報告する。

- (1) 積算金額の内訳

- (2) 当該価格で入札した理由
- (3) 手持ち資材の状況
- (4) 資材購入、労務者その他具体的調達の見通し
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 過去2年間の公共工事实績
- (7) 手持機械数の状況
- (8) その他必要な事項

3 調査委員会の会長、副会長及び委員は、和光市工事請負等指名選定委員会要綱（昭和61年要綱第4号）第2条第1項に規定する下部委員会の会長、副会長及び委員をもってこれに充てる。

4 和光市工事請負等指名選定委員会要綱第5条及び第8条の規定は、調査委員会に準用する。

（落札者の決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定による報告を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、市長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前2条及び前2項の規定は、次順位価格の額が調査基準価格に満たない額の当該次順位価格の入札者について準用する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。